

障害者優先調達推進法（平成25年4月施行）

《目的》

物品の購入、役務の提供等の官公需の優先発注を促進し、障がい者就労支援事業所等の運営基盤の強化、障がい者の経済面の自立を促進する

《優先調達の対象》

・障がい福祉サービス事業所 ・障がい者を多数雇用している企業 ・在宅就業者

《推進のための国・地方公共団体の取り組み》

・物品等の調達方針の策定 ・実績の公表

趣 旨

- ・障がい者就労支援事業所等からの調達方針の策定
- ・全庁的な調達推進のための取り組みの確認

【参考】

- ・法律の適用範囲は、国、地方公共団体、独立行政法人
- ・本法は、障がい者に限定したものであること、企業、在宅就労者をも含めたものであること（3号随契等従前の法令は、高齢者、障がい者、母子家庭等に対するもので、障がい者に限定していない。業務発注の対象も福祉事業者・団体に限定。）

本市における調達方針

《当面の目標》

小規模で運営が不安定な障がい者就労支援事業所等の実態に鑑みた促進策



障がい者就労支援事業所等への発注案件数が前年度の実績を上回ることを目指す

《目標達成のための具体的な取り組み方針》

1. 調達関係

- (1) 発注業務の分割化 ……分割発注（可能な限り）による受注の促進（契約方式を変更しない範囲に限る）
- (2) 少額随意契約の活用 ……ポスター、パンフレット等の少額案件について、比較見積もりによる随意契約の促進
- (3) 3号随意契約の活用 ……（2）の上限額を超える案件、福祉局による受注事業者とのマッチング調整

2. 販売促進場所等の提供

区役所庁舎等の空きスペースを物品等の販売の場としての提供を促進

《これまでの実績》

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所属数	21 所属	20 所属	25 所属	22 所属	全所属目標
発注数	81 件	88 件	94 件	94 件	前年度実績以上